

平成18年4月18日

## 障害者自立支援調査研究プロジェクトの実施について

社会援護局

障害保健福祉部

今般、参考のとおり「障害者自立支援調査研究プロジェクト」を実施することとし、地方自治体及び当省所管公益法人等に通知したのでお知らせします。

なお、プロジェクトの概要は以下のとおりです。

## 1. 目的

- 障害者に対する保健福祉サービスの効果的な提供や質的充実、発達障害等の新たな課題への対応等について、地方自治体や公益法人等の積極的な取組を募集する。
- その中で先駆的、革新的な試行的取組と認められる提案に対して補助し、取組を支援する。
- 成果を評価、公表し、優れた取組や情報の普及を図る。

## 2. 対象団体

都道府県若しくは市町村（特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。）又は厚生労働省所管の公益法人等関係団体組合及び広域連合を含む。以下同じ。）又は厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

## 3. 補助額・補助率

補助額：1件当たり2,000万円以内を基本とする。

補助率：10/10

18年度予算額：5億円

## 4. その他

- 公募に応じた提案のうち、採択すべき提案の検討及び採択した提案の成果の評価のため、第3者から成る委員会を設置する。

## ○ 今後のスケジュール

5月末	提案の締切
6月上旬	委員会の開催（採択提案の検討）
6月下旬	採択する提案の決定・通知
19年3月末	採択した提案の実績報告

(連絡先) 障害保健福祉部企画課課長補佐 盛山 忠 (内線3028)

調査統計係長 上原 吉人 (内線3007)

障発第0418001号

平成18年 4月18日

都 道 府 県 知 事  
各 殿  
公益法人等関係団体の長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

### 障害者保健福祉推進事業等の実施について

今般、障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実や障害者自立支援制度の適正な運営を図るため、別紙のとおり「障害者保健福祉推進事業等実施要綱」を定め、平成18年4月1日から適用することとしたので通知する。

なお、都道府県におかれては、管内市町村（特別区、一部事務組合又は広域連合を含む。）に対して、この旨通知されたい。

(別紙)

## 障害者保健福祉推進事業等実施要綱

## 1. 目的

本事業は、障害者自立支援の充実のための多様な団体による先駆的、革新的な事業等及び障害者自立支援法の施行に伴い地方自治体において一時的に必要となる施行事務に要する費用に対して所要の助成を行い、もって、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく障害者自立支援制度（以下「障害者自立支援制度」という。）の基盤の安定化及び障害者に対する保健福祉サービスの一層の充実並びに障害者自立支援制度の適正な運営に資することを目的とする。

## 2. 事業の実施主体及び対象事業

## (1) 障害者自立支援調査研究プロジェクト

## ア. 事業の実施主体

都道府県若しくは市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）

又は厚生労働省所管の公益法人等関係団体及び厚生労働大臣が特に必要と認めた団体

## イ. 対象事業

別添の「障害者自立支援調査研究プロジェクト」として実施する調査研究事業（他の補助制度による補助対象事業を除く。）

## (2) 障害者自立支援法施行円滑化事務等

## ア. 事業の実施主体

都道府県及び市町村

## イ. 対象事業

障害者自立支援法の施行に係る普及啓発・広報、支給決定等に係るシステムの開発・

改修、その他障害者自立支援法の施行に際し必要な事務等（都道府県が行う市町村事務の広域的支援を含む。）

### 3. 経費の補助

国は、本要綱による事業に要する経費について、別に定めるところにより補助を行うものとする。

### 4. 協議

2に掲げる事業の実施を希望する都道府県若しくは市町村又は厚生労働省所管の公益法人等関係団体若しくは厚生労働大臣が特に必要と認める団体は、別に定めるところにより、厚生労働大臣に協議すること。

(別添)

## 「障害者自立支援調査研究プロジェクト」について

## 1. 趣旨

近年我が国の障害者をめぐる環境は大きく変化してきており、身体障害・知的障害・精神障害と障害者の種別ごとに対応してきた障害者施策を、市町村が中心となって、年齢、障害種別、疾病等を超えた一元的な体制に再構築することが急がれているが、障害種別間、市町村間の格差を均てん化するまでには様々な課題が残されている。

また、就労を含め、障害者が尊厳を持ってその人らしく、人間らしく生きていくことができるように、なお一層の積極的な施策展開が求められている。

このため、本プロジェクトは、以上のような課題について、第一線での種々の調査研究や先駆的・革新的な試行的取組を推進し、もって障害者の自立支援制度の充実に資することを目的とするものである。

## 2. 概要

## (1) 補助対象として考えられる事業分野

あくまでも参考例であるが、次のような分野に関する調査研究や先駆的・革新的な試行的取組が挙げられる。

- 障害者の就労支援の充実や就業率向上に資する訓練プログラムに関するもの
- 地域における福祉、雇用、教育等とのネットワーク構築等の環境整備に関するもの
- 三障害を一体的に受け入れる事業の展開に関するもの
- 障害者に対する社会的偏見の是正、差別・虐待防止、成年後見等の権利擁護を推進するもの
- 重度障害者の地域生活を支えるための調査研究・試行的事業
- 障害者と高齢者の相談支援を一体的に実施するなど、対象者のユニバーサル化に資するもの
- IT技術を活用した障害者福祉サービスの高度化・充実に関するもの
- 高次脳機能障害、発達障害等の介護に関するもの
- 精神病院入院患者の早期退院・地域生活移行に関するもの
- 市町村合併に対応した地域組織の強化に関するもの
- 地域住民による障害者自立支援システムの構築に関するもの
- その他障害者自立支援の拡充・強化に資するもの

## (2) 推進委員会の設置

有識者による「障害者自立支援調査研究プロジェクト推進委員会」において採択すべき提案を検討し、採択した各事業の実施状況について総合的な評価を行い、その結果を公表する。